

ふるさと信州棚田支援事業に関する質問・回答

事業応募にあたっての留意事項

番号	質問	回答
1	本事業は、棚田地域（地形勾配が1／20以上の農地が団地の半分以上を占める地域）において実施できるとありますが、保全活動を実施する区域が、棚田地域振興法の指定棚田地域のエリア内であれば、棚田地域（地形勾配が1／20以上の農地が団地の半分以上を占める地域）として応募してよいでしょうか。	応募する事業主体の保全活動を実施する区域が、棚田地域振興法の指定棚田地域のエリア内であれば、棚田地域と見なしますが、保全活動を実施する区域が、棚田地域振興法の指定棚田地域のエリア外や指定棚田となっていない棚田であれば、棚田地域の要件（地形勾配が1／20以上の農地が団地の半分以上を占める地域）を満たす必要があります。
2	保全活動を実施する区域が、棚田地域（地形勾配が1／20以上の農地が団地の半分以上を占める地域）であると示す資料は何が必要でしょうか。	応募する事業主体の保全活動を実施する区域が、棚田地域振興法の指定棚田地域のエリア内であれば、位置図と併せて、指定棚田の区域図に保全活動を実施する箇所を示してください。また、保全活動を実施する区域が、棚田地域振興法の指定棚田地域のエリア外や指定棚田となっていない棚田であれば、位置図に「棚田の名称」、「保全活動面積」、「地形勾配が1／20以上の農地面積」を記入してください。
3	指定棚田の区域図は、どこで手に入りますか。	本県の指定棚田地域の状況は、内閣府HP（長野県）のとおりです。 https://www.chisou.go.jp/tiiki/tanada/shitei/index.html 区域図については、一覧表に記載されている各棚田の現市町村欄の市町村にお問い合わせください。
4	指定棚田地域振興協議会が存在する棚田において、協議会と活動団体の両方が申請してよいでしょうか。	ふるさと信州棚田支援事業実施要領第3のとおり協議会と活動団体が重複して申請することはできません。
5	棚田保全活動の活動内容が、「管理用機器等の購入及びリース」から「管理用機器の消耗品の購入及び管理用機器のリース」に改正されたが管理用機器は、この事業で購入できなくなったのでしょうか。	管理用機器は汎用性が高く、他目的に利用（営農）が可能であるため、支援対象として適切ではないとの考えから管理用機器の購入を消耗品のみになさせていただきました。なお、棚田保全活動において、どうしても管理用機器が必要な場合は、使用回数や期間、価格を踏まえリースを検討してください。

ふるさと信州棚田支援事業に関する質問・回答

事業応募にあたっての留意事項

6	事業主体の要件に「信州棚田ネットワーク会員であること。」が追加されましたが、どうして追加されたのですか。	ふるさと信州棚田支援事業で得られた実績で、他の活動団体が共有できるものは、その情報を発信し、他の活動団体が利用できれば、事業以上の効果が得られることから、事業主体になる者は、信州棚田ネットワーク会員になっていただき、情報発信に努めていただきたいからです。
7	支援金額のただし書きに「1 棚田について3団体以上の活動団体から応募があり、要望金額の合計が80万円を超えた場合の各活動団体の支援金額は80万円を活動団体数で除した額以内とする。」が追記されましたが、なぜ3団体以上が制限の対象となるのでしょうか。	棚田地域振興法の規定に基づき、市町村が組織した指定棚田地域振興協議会（以下、「協議会」という。）が存在する棚田において、協議会が応募者ではなく、棚田を保全する団体からの応募が3団体以上であると、協議会の上限額80万円を超える額の要望がだされ、棚田間において割当額に偏りが生じることがあるため、協議会への上限額80万円を超える同一棚田で3団体以上が応募した場合に、新たな支援金額の上限額を設けました。